

【1982年3月23日】障害者対策に関する長期計画（抄）

国連障害者年推進本部

障害者対策に関する長期計画（抄）

昭和五十七年三月二三日

我が国における今後の障害者対策については、中央心身障害者対策協議会からの提言「国内長期行動計画の在り方について」の趣旨を踏まえ、下記の施策について関係行政機関の連携を一層密にし、総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

1 啓発広報活動（略）

2 保健医療（略）

3 教育・育成（略）

4 雇用・就業

(1) 雇用・就業対策の基本方針

障害者雇用対策の推進に当たっては、今後、重度障害者に最大の重点を置きその雇用を阻害する諸要因を把握しつつ、可能な限り一般雇用の場を確保するよう、障害者の特性に応じたきめ細かな諸対策を講ずることを基本方針とする。

また、一般雇用へ就くことが困難な者については、雇用対策によるほか各種授産施設をはじめ、福祉対策の充実を図り、更に、自営業に就く者に対する援護措置の充実も進める。この場合、労働行政と福祉行政等との連携を更に強化する。

障害者の職業的自立を図るためには、その前提として障害者の職業能力を開発し、向上することも重要であるので、障害者のための公的な職業訓練施設等の充実はもちろんのこと、広く民間の能力開発施設の設置等を促進し、多様な能力開発の機会を確保できるように努めるものとする。

なお、身体障害者雇用促進法の重度障害者の範囲は、身体障害者福祉法の等級表の一級及び二級に該当する者とされているが、身体障害者福祉法では、主として身体の生理的・形態的障害の観点からその評価が行われているので、雇用対策における重度障害者の範囲については、その目的に照らし職業能力の観点から見直すものとする。

(2) 障害種類別対策

身体障害者雇用促進法の改正以来、障害者の雇用状況は全般的には相当に進んできているものの、なお、両上肢障害者、視覚障害者、脳性マヒ者等については、その雇用は必ずしも十分改善されていない状況であり、障害種類別のアンバランスがみられるので、それぞれの障害種類の特性を考慮しながら、それに適切に対応し得るきめ細かな対策を推進するものとする。

このため、雇用を困難にしている障害に対応した職域開発を重点的に推進する。この場合、頭脳労働分野の職域開発にも配慮する。

また、障害を補完する自助具や作業用補助具等の開発を積極的に推進するとともに、開発された補助具等の利用促進に努める。

更に、障害の特性に対応した訓練技法の開発等職業訓練の推進についても障害別の配慮をすることとする。

両上肢障害者、視覚障害者、脳性マヒ者等については、現状では特に就職が困難であり、適職の開発についても非常に困難な面があるので、関係機関の協力により早い時期から職業的自立のための準備を計画的に実施する措置等を講ずるものとする。

(3) 精神薄弱者等の対策

精神薄弱者については、社会生活指導の面で特別の配慮を必要とする者が多いこと、職業適応、職業訓練に多くの時間が必要となること、一般に就労している精神薄弱者についてはプライバシーに関する問題が生ずるおそれがあること、等の諸問題があるので、精神薄弱者の対策としては、これらの問題点を解消するための具体的措置を積極的に推進するものとする。

このため、職域開発の推進、雇用の場における精神薄弱者の社会生活指導面に対する援護措置の拡充、職業訓練体制の整備・充実、職場定着指導の強化、精神薄弱者の雇用を支える地域体制の整備、社会啓発活動の強化等を図る。

このような、条件整備のための諸対策の進展に対応して、将来精神薄弱者に対しても雇用率制度を適用することを検討するものとする。

また、精神障害者については、その実態や問題点等を踏まえつつ、適切な就業対策を検討するものとする。

(4) 現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策

障害の重度化に伴い、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な重度障害者等が増大してきており、これらの者について適切な雇用対策や自営業、内職、授産施設等における就労等の諸対策を確立することが重要な課題となっているが、基本的には、これら重度の障害者に対してもできる限り一般雇用の場を確保するよう最大限の努力をなすものとし、現状において一般雇用への道を困難にしている諸条件を取り除く対策を講ずることとする。

このため、現代のテクノロジーを最大限に活用し、障害を補完するための自助具や作業用機械器具の開発・改善・普及、職業リハビリテーション技術の改善、適切な移動・交通手段の整備等、社会環境の整備・充実等を図るとともに、事業主や社会一般の障害者に対する認識の改善を進めることとする。

このような対応策をいかに進めようと、一般雇用の場に就くことが困難な障害者が残されることも否定しえないので、このような障害者に対しては最近、諸外国において障害者を特定の地域や特定の施設等の保護下に置くより通常の地域社会に統合することを重視すべきとする、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念が広まってきており、この理念に基づく新しい雇用体系が模索されていることなどを勘案し、既存の我が国の施設の問題等も十分踏まえ、更に、第三セクター方式による心身障害者多数雇用事業所の設立の動きなどを参考にしつつ、我が国の雇用実態に即応する対応策を検討することとする。

更に、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策については、雇用対策、福祉対策の双方に係わる問題であるので、関係機関の密接な連携の下に福祉対策の対象となっている者であっても、一般雇用に就くことが可能な者については、できる限り一般雇用への就職を促進する対策を工夫する等、両対策の橋渡しを考慮するものとする。

(5) 職業リハビリテーションの推進

今後、障害の重度化、多様化の進展に対応し、職業リハビリテーション体制を充実・強化するものとする。

職業リハビリテーションを効果的に推進するためには、障害者の適性と能力についての的確な評価とこれに続く職業訓練の弾力的実施が必要であるとの基本的立場に立って、比較的軽度の障害者については、既設の一般訓練校の施設・設備の計画的改善を図りつつ、その入校促進を強力に進めるとともに、身体障害者職業訓練校においては、重度障害者に重点を置いた訓練の推進を図るため障害の重度化に対応した訓練科目の転換や訓練体制の強化を進める。

障害者なかんづく重度の障害者に対し、効果的な職業訓練を実施するためには、一人一人の障害者の特性に応じて訓練を行うことが必要であるため、現行の訓練内容、訓練期間等を見直し、弾力的な訓練が実施できるよう配慮するものとする。

医療から社会復帰に至る総合的なリハビリテーションサービスを提供する施設については、更に地域と密着したきめ細かなサービスが提供できるように配慮するものとする。

(6) 専門職員等の養成

我が国の職業リハビリテーションの分野をみると、人材養成の機能が整備されておら

ず、更に職業リハビリテーション技術は急速に進展しているにもかかわらず、これらの分野に就業している者が最新の技術を吸収できる体制が取られていない等の問題があるので、公共職業安定所の職員、心身障害者職業センターのカウンセラーをはじめとする職業リハビリテーションに従事する専門職員の養成・研修機能の整備を早急に図ることとする。

また、障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者が実際に働くこととなる企業における受入れや職場適応の促進を図ることも重要であるが、企業内でこれらの業務を推進する立場にある担当者も障害者の諸問題等に関し十分な専門的知識を有しているとは言えない現状にあるとみられるので、これらの企業内担当者等の人材養成や研修を行い得る体制の整備に努めるものとする。

5 福祉・生活環境(略)